相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市荒木町荒木一九六一番地
二五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　三角　孝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
福岡県久留米市城南町二二番地三〇
相続財産管理人　司法書士　溝口　武彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市武町二七二番地、最後の住所鹿児島市錦江台一丁目五三番六号
被相続人　亡　森元　公政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日
事務所鹿児島市鴨池二丁目九番一六号
相続財産管理人　竹之内信一

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十二月十四日
一　墳墓等所在地　名古屋市千種区平和公園三丁目三九〇一番地
一　墳墓等の名称　大光院墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、氏名不詳　廣間家　三基、早川家　二基、勝野家、飯田家、野呂家、金沢家、杉山家、石川家、吉井家、中野家、石塚家、水野家
一　改葬を行おうとする者　名古屋市中区大須二丁目七番二五号　宗教法人大光院　代表役員　田中　俊光

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地区画整備のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年十二月十四日
一、墳墓等所在地　福岡県福岡市中央区唐人町三丁目三番四〇号
一、墳墓等の名称　正光寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　岡家　岡資元、木村家　木村吉工〇、同人　妻、友吉　父、同人　妻、中川家　中川右衛門、深川家　深川タメ、真、青柳家　氏名不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡県福岡市中央区唐人町三丁目三番四〇号　宗教法人正光寺　住職　行正　純生

公示送達

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

土地区画整理法第九十九条二項の規定による幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業の次に記載する者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第一三三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　埼玉県川口市青木二丁目一〇番四五号石黒倉庫内一中
氏名　株式会社東京不動産

二、通知の内容
宮道区発第一八〇号
平成二十四年十一月十六日
宮代町道仏土地区画整理組合
理事長　岩﨑　文庫

仮換地の使用収益開始日の通知

平成十八年四月二十六日付け宮道区発第六号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を左記のとおり定めたので、土地区画整理法第九十九条第二項の規定により通知します。

記

（一）仮換地の明細

従前の宅地
大字・字名　宮代町字道佛
地番　二九六番三　地目　宅地
登記簿地積　九九．二三㎡
仮換地
四十二街区五画地　地積　八三㎡

従前の宅地
大字・字名　宮代町字道佛
地番　二九六番一三　地目　宅地
登記簿地積　一二九．六四㎡
仮換地
四十二街区十三画地　地積　一〇九㎡

従前の宅地
大字・字名　宮代町字道佛
地番　二九六番一八　地目　宅地
登記簿地積　三五．七七㎡
仮換地
四十二街区九画地　地積　二八㎡

従前の宅地
大字・字名　宮代町字道佛
地番　二九七番八　地目　宅地
登記簿地積　二．六八㎡
仮換地
四十二街区十一画地　地積　二㎡

従前の宅地
大字・字名　宮代町字道佛
地番　二九七番一〇　地目　宅地
登記簿地積　一五．二九㎡
仮換地
四十二街区十画地　地積　一二㎡

従前の宅地
大字・字名　宮代町字道佛
地番　二九七番一二　地目　宅地
登記簿地積　二．七㎡
仮換地
四十二街区十二画地　地積　二㎡
以　上

（二）仮換地の使用収益開始日
平成二十四年十二月三日

注意
仮換地の地積は、工事等による出来形確認測量の結果、若干変動することがあります。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に埼玉県知事に審査請求することが出来ます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分の取消の訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に宮代町道仏土地区画整理組合を被告（理事長が被告の代表者となります。）として提起することが出来ます。なお、六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消の訴えを提起することができなくなります。

三　この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起することができます。

平成二十四年十二月十四日
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四一五番地一
宮代町道仏土地区画整理組合
理事長　岩﨑　文庫

第63期決算公告

平成24年12月13日

東京都豊島区巣鴨一丁目28番5号
戸部商事株式会社
代表取締役社長　戸部　浩介

貸借対照表の要旨　（平成24年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,398,183	流動負債	3,004,115
固定資産	12,391,297	固定負債	6,602,232
		株主資本	5,183,133
		資本金	95,000
		資本剰余金	318,094
		利益準備金	323,053
		その他資本剰余金	△4,958
		利益剰余金	5,069,209
		利益準備金	8,400
		その他利益剰余金	5,060,809
		（うち当期純利益）	（173,933）
		自己株式	△299,170
資産合計	14,789,481	負債・純資産合計	14,789,481